

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成14年法律第88号		
手続名	狩猟免許試験の停止、合格の取消し	根拠条項	第50条		
処分基準	<p>【狩猟免許試験の停止又は合格の取消しを行う基準】（鳥獣保護管理法第50条第1項）                  替え玉受験やカンニング等の不正な手段で狩猟免許試験を受けた場合又は受けようとした場合</p> <p>【3年以内の期間を定めて狩猟免許試験の受験を禁止する基準】（鳥獣保護管理法第50条第1項）                  替え玉受験、カンニング等の不正な手段により狩猟免許試験を受けた場合又は受けようとした場合で、受験停止又は合格の取り消しを受けたとき</p> <p>※（参考）平成29年3月31日付け環自野発第1703312号環境省自然環境局野生生物課長通知VI-1</p> <p>※ 替え玉受験やカンニング等の不正行為を現認した事実に基づいて、その場で受験の停止を行った場合には弁明の機会の付与は行わない</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課	目次 No.